

第 3 号 議 案

目的積立金の廃止及び創設について

1. 農林年金対策積立金の廃止

「農林年金対策積立金」は、特例業務負担金額の一括費用処理に充てることを目的として積み立てていたが、根拠法である「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」が改正され、一括費用処理が行われないこととなったため、平成 30 年 5 月第 19 回通常総代会において、特例業務負担金の年度ごとの支出に応じて取り崩すことができる旨の取崩基準等に変更した。その後、特例業務負担金につきましては、「長期前納」による納付を実施したため、特例業務負担金の支出に応じた「農林年金対策積立金」の取り崩しが行われない見込みであることから、「農林年金対策積立金」（既積立金額 458 百万円）を廃止し、全額を取り崩す。

2. 経営安定化積立金の創設

以下の内容により「経営安定化積立金」を創設する。なお、上記で廃止した農林年金対策積立金（既積立金額 458 百万円）を積立財源とする。

(1) 積立目的

大規模災害対応支出や一時的な拠出金支出等による剰余金の減少に備え、経営の安定並びに財務基盤の確立・強化を図るため、本積立を実施する。

(2) 積立目標額

20 億円

(3) 積立期間

令和 5 年度から

(4) 取崩基準

次の事項が生じたときは、理事会の決議により取り崩すことができる。

- ① 大規模災害等による被害が発生した場合の事業継続に要する支出
- ② 不良債権の償却・引当、固定資産等の減損処理等
- ③ 一時的な拠出金等による支出
- ④ 会計基準変更による影響額
- ⑤ その他、組合の経営に重大な影響を及ぼす事態発生に伴う支出